社会福祉法人松阪市社会福祉協議会後援及び協賛に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、団体等が行う行事又はその他の事業（以下「行事等」という。）に対し、地域福祉の推進を図る観点から社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の名義を使用する場合における基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（区分）

第2条　後援名義使用については、以下の区分により申請することができる。

（1）　後援

関係機関・団体の行う行事等が本会の目的達成に有益と認め、金銭的支出を伴わず、支援の意を表し、名義の使用を承認するもの

（2）　協賛

関係機関・団体の行う行事等に対し、金銭的支出や物資援助を伴って、賛同の意を表し、名義の使用を承認するもの

2　前項の規定に関わらず、本会が行事等の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担する場合は、上記には含まないものとする

（使用承認の名義）

第3条　申請に対して使用承認することができる名義は、「松阪市社会福祉協議会」又は「社会福祉法人松阪市社会福祉協議会」とする。

（承認基準）

第4条　対象団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に承認するものとする。

（1）　団体が次の各号のいずれかに該当するものであること

ア　国、地方公共団体又は公共的団体

イ　学校又は学校の連合体

ウ　特定非営利活動促進法に基づく団体並びに公益法人又はこれに準ずる団体

エ　新聞社、学術研究機関等で特に公共性又は公益性の高い団体

オ　地域団体、文化活動等で公益性の高い事業を行う団体

カ　次の要件を満たし、本会会長（以下「会長」という。）が主催者として適当と認めるもの

（ア）　主催者の存在が明確であること

（イ）　主催者の財政基盤が確立されており、事業遂行能力があると判断されるものであること

（2） 行事等の内容が、明らかに地域住民の教養・文化の向上普及または公共の福祉の向上に寄与するもので、公益性の高いものであること。
（3） 企業活動や営利その他の私的な利益を目的としないものであること。ただし、公共の福祉推進を目的とする団体であって、その行事等の収益を寄附するために行うチャリティーイベントを除く。
（4） 主催者が参加者から入場料、その他これに類する料金を徴収する場合は、その額が行事等の目的から社会通念上相当な額であること。

2 前項の規定に関わらず、本会の名義を使用しようとする団体が以下の場合は承認しない。
（1） 宗教団体または政治団体である場合
（2） 行事等の内容、対象者及び開催場所等が、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的活動、若しくは宗教的活動に該当すると認められる場合
（3） 社会的に問題視されており、協議会がこれを承認した場合にその団体又は行事等を協議会が擁護又は容認しているとの誤解を生じる恐れのある場合

（申請手続）

第 5 条 当会の名義の使用承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、後援・協賛申請書（様式第 1 号）を行事の開催日の 15 日前までに本会に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるもののほか、申請者及び行事の実施状況等の把握に必要な場合は、次の各号に掲げる書類の添付を求めることができるものとする。ただし、既にその承認実績のあるものについては、全部又は一部を省略することができる。
（1） 申請者の設立趣旨または活動状況がわかる資料
（2） 申請者の役員並びにその他関係者の住所及び身分がわかる資料
（3） 行事の目的、対象等その他計画内容が判断できる資料

3 会長は、前二項の申請書及び添付書類を審査し、承認又は不承認を決定したときは、後援・協賛承認通知書（様式第2号）又は後援・協賛不承認通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 必要がある場合は、申請者に対して、後援・協賛事業実施報告書（様式第4号）の提出を求めることができるものとする。

（承認期間）

第８条　名義の使用期間は、承認を得た日から当該行事等終了の日までとし、長期に渡る行事等については、6ヶ月を限度とする。ただし、行事等の性質上やむを得ない場合は、この限りではない。

（届出義務）

第９条　申請者は、名義使用承認後において、行事等に係る計画や内容に変更が生じた場合は、速やかに後援・協賛承認申請変更届（様式第5号）を本会に届け出なければならない。

（決定の取消）

第10条　本会は、申請者が次の各号に掲げる要件に該当した場合、後援・協賛承認取消通知書（様式第6号）をもって、承認を取り消すことができる。これにより生じた損害、その他の問題については、本会は一切の責任を負わないものとする。

（1）　承認に付した条件に違反した場合

（2）　虚偽またはその他不正な手段により、承認を受けた場合

（3）　その他本会が承認の取消しを必要と認めたとき

（免責）

第11条　名義使用の区分に関わらず、行事等実施に伴う事故および問題に関しては、本会は一切の責任を負わないものとする。

（事務処理）

第12条　後援及び協賛に関する承諾事務は、当該後援及び協賛に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、後援及び協賛に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、令和8年10月20日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

後援・協賛申請書

年　　月　　日

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　あて

住所（〒　　－　　）

名称

代表者氏名

連絡先

次のとおり行事を実施しますので、下記のとおり申請します。

申請区分	□　後援　　□　協賛（　　円）
行事	【名称】 【目的】 【内容】
開催日時	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 時　分　～　時　分
開催場所	
予定者数	名
入場料金	□　無料　　□　有料（　1人当たり　　円）
当日責任者	
団体情報	□ 別行事にて、当年度申請済みのため下記内容の記入省略 【設立年】　　年 【会員数】　　名 【活動状況】
添付書類	□　事業概要　　□　規則・会則等 □　開催要項、パンフレット等　　□　その他

様式第2号(第5条関係)

後援・協賛申請承認通知書

年　　月　　日

様

松阪市殿町1563
社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
会長

下記行事について承認しましたので、通知します。

申請区分	□　後援　　□　協賛（　　円）
行事	【名称】 【目的】 【内容】
開催日時	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 時　分　～　時　分
開催場所	
承認条件	

注）1　申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を本会に申し出てください
　　2　承認後、不適当であると認められたときは、この申請を取り消すことがあります（詳細については、裏面参照）

（届出義務）
申請者は、名義使用承認後において、行事等に係る計画や内容に変更が生じた場合は、速やかに後援・協賛承認申請変更届（様式第5号）を当会に届け出なければならない。

（決定の取消）
本会は、申請者が次の各号に掲げる要件に該当した場合、後援・協賛承認取消通知書（様式第6号）をもって、承認を取り消すことができる。これにより生じた損害、その他の問題については、本会は一切の責任を負わないものとする。
（1） 承認に付した条件に違反した場合
（2） 虚偽またはその他不正な手段により、承認を受けた場合
（3） その他当会が承認の取消しを必要と認めたとき

（免責）
名義使用の区分に関わらず、行事等実施に伴う事故および問題に関しては、本会は一切の責任を負わないものとする。

以上

様式第3号(第5条関係)

後援･協賛申請不承認通知書

年　　月　　日

様

松阪市殿町1563
社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
会長

下記行事について不承認となりましたので、通知します。

申請区分	□　後援　　□ 協賛（　　円）
行事	【名称】 【目的】 【内容】
開催日時	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 時　分　～　時　分
開催場所	
理由	

様式第4号(第5条関係)

後援・協賛事業実施報告書

年　　月　　日

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　あて

住所（〒　　－　　）

名称

代表者氏名

連絡先

下記のとおり、承認を受け、事業実施が完了しましたので、通知します。

申請区分	□　後援　　□　協賛（　　円）
行事	【名称】
主催団体名	
開催日時	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 時　分　～　時　分
開催場所	
実施内容	
参加人数	人

注）報告書のほか、企画の実施内容がわかる書類等があれば添付してください。

様式第5号(第5条関係)

後援・協賛承認申請変更届

年　　月　　日

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　あて

住所（〒　　－　　）

名称

代表者氏名

連絡先

行事等の実施にあたり承認を受けましたが、下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

承認区分	□　後援	□　協賛（　　円）	
行事名称			
変更事項	□　行事名称	□　目的	□　内容
	□　開催日時	□　開催場所	□　予定者数
	□　入場料金	□　当日責任者	□　その他
変更前			
変更後			
変更理由			

様式第6号(第5条関係)

後援・協賛申請承認取消通知書

年　　月　　日

様

松阪市殿町1563
社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
会長

下記行事について、下記の理由にもとづき承認を取消します。

申請区分	□　後援　　□　協賛（　　円）
行事	【名称】 【目的】 【内容】
開催日時	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 時　分　～　時　分
開催場所	
取消理由	